

主な改定箇所【令和 4 年度 総合馬術競技会規程】

日本馬術連盟競技会規程 第 34 版

第 5 編 総合馬術競技

本編は FEI 総合馬術規程第 25 版 (202~~2~~³ 年 1 月 1 日更新)による。

第 1 章～第 5 章 は現行通り

第 6 章 選手と馬のウェルフェア

第 523 条 選手のウェルフェア

523.1～523.2 は現行通り

523.3 落馬あるいは人馬転倒後の検査

競技会場でのトレーニング中あるいは競技中に落馬した選手は全員が、次の競技種目や競技に出場する前に、あるいは競技会場を去る前にオフィシャル医事担当役員の診察検査を受けなければならない。検査が終了するまでは、選手は再騎乗をしてはならない。選手には必ずこの検査を受ける責任がある。

落馬後に本条項で求めている検査を受けずに会場を去った選手については、自動的に記録付き警告（総合馬術）が出される。(JEF)

523.4～532 は現行通り

第 533 条 スターティングオーダー

533.1 ~~ロングフォーマット~~馬場馬術-クロスカントリー-障害馬術の順で実施するショートあるいはロングフォーマット競技

533.1.1～533.1.2 は現行通り

533.2 ~~ショートフォーマット~~馬場馬術-障害馬術-クロスカントリーの順で実施するショートフォーマット競技

533.2.1 馬場馬術競技と障害馬術競技

抽選で決定したスターティングオーダーをこれら両競技に使用する。

533.2.2 クロスカントリー競技

組織委員会の自由選択により：

- a)馬場馬術競技と障害馬術競技と同じ抽選によるスターティングオーダーとする。
- b)上位選手 25%については順位のリバースオーダーで行う。残りの選手については馬場馬術競技と障害馬術競技と同じ抽選によるスターティングオーダーとする。

2頭騎乗する選手の順位が非常に近い場合は、下の順位にある馬のスターティングオーダーを調整しなければならない。

533.2.3 複数回出場する選手

複数回出場する選手は各馬の出場順を変更することはできない。しかしタイムテーブルの関係で必要な場合、そして競技場審判団と技術代表の同意がある場合は障害馬術競技とクロスカントリー競技ともに1頭または複数頭のスタート時刻を予定時刻から変更できる。

異なるクラスに複数頭でスタートする選手がいる場合、可能であれば低いクラスのスタート時刻を調整すべきである。

第534条～第537条は現行通り

第538条 服 装

538.1 は現行通り

538.1.1 保護用ヘッドギア

競技会場ではどこで騎乗する場合でも保護用ヘッドギアの着用が必須である。そのような保護用ヘッドギアは、競技が行われる時点で適用されているヨーロッパ(EN)、英国(PAS)、北米(ASTM)、オーストラリア/ニュージーランドFEIウェブサイト上で公開されている対象となる国際検査基準を満たしていなければならない。

このような保護用ヘッドギアの着用が必要な時と場所について役員から指示を受けた後にこれを怠った場合はイエローカード対象となり、例外が適用されない限り当該選手に発行される。

例外としてシニア選手が賞の授与を受ける時、また国歌斉唱の間はヘッドギアを脱ぐことが認められる。ウィニングランの際にはヘッドギアを脱がないことが推奨される。

538.1.2～538.2.2 は現行通り

538.3 クロスカントリー競技

クロスカントリー障害でのスクーリングを含め、この競技ではボディプロテクター※の常時着用が義務づけられている。

エアーベストの使用は、これを推奨する。

※バックガードの類は、ボディプロテクターとみなされない。

538.4～539.1.4 は現行通り

539.2 馬場馬術競技

539.2.1 は現行通り

539.2.2 許可馬具

- a) EVレベル、CCNレベル、国体総合馬術競技では、大勒頭絡の使用は認められない。(JEF)
- b) 付則 A で認められている通り、銜が金属、軟質ゴム、もしくはプラスチック製あるいは革素材製の水勒頭絡も許可される。水勒銜が認められるが、直径は 14mm 以上でなければならない。ポニーの場合は直径 10mm 以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいはチーク付近で測る。手綱は銜に装着しなければならない。
- c) 頭勒はすべて革製あるいは革様素材で造られていなければならないが、クロス鼻革の交差部位、項部分、あるいは鼻革の下に使う小さい円盤状の柔らかい当て物は例外とする。
- d) 額革は必須であるが、項革に連結される部位を除き、革あるいは革様素材で作られている必要はない。
- e) 胸がいは使用してもよい。
- f) イヤーフードはすべての競技会にて使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。しかしながらイヤーフードは馬が耳を自由に動かすことができるものであり、馬の目を覆ってはならず、また耳栓は許可されない（馬場馬術規程第 428 条 7.2 表彰式については例外あり）。イヤーフードは控えめな色合いとデザインであること。イヤーフードを鼻革に装着することはできない。

許可される銜と鼻革の絵については、付則 A—馬装、および銜と鼻革の図表を参照のこと。競技によっては水勒頭絡だけを許可する場合がある。(JEF)

539.2.3 禁止される馬具

マルタンガール、ビットガード、あらゆる種類の補助具（ベアリング、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーンなど）、あらゆる形態のブリンカー、耳栓、鼻カバー、サドルカバーの使用は厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。馬場馬術規程と第 538.2.1 条を参照。

人工の尾は重みがつけられていたり、それによって何らかの利点となるようなものでない限り、許可される。

銜身のリングが手綱の自由な動きを制限する銜は、垂直にスライドしてギャグの効果をもたらす銜とともに許可されない。

耳の自由な動きを妨げる馬具の部位は禁止である。

539.3 クロスカントリー競技と障害馬術競技

539.3.1 は現行通り

539.3.2 禁止される馬具

あらゆる形態の布林カー、サイドレイン、ランニングレイン、あるいはバランシングレイン；舌押さえおよび／または馬の舌を下顎に縛る道具；その他馬の動きを制限するもの、馬を傷つける可能性のある銜やその他の馬装具の使用は禁止される。

耳の自由な動きを妨げる馬具の部位は禁止である。

クロスカントリーではチークピースへの付則物はいかなる物も禁止される（シープスキンあるいはその他の素材）。

障害馬術競技についてのみ、頭絡のチークピースに革、シープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の頬から測って直径 3cm を超えないものとする。

落馬時に選手のブーツが制御されることなく直ちに鎧から外れるのを妨げる装具は禁止である。

落馬時に選手の体が制限されることなく直ちに馬体から離れるのを妨げる道具は禁止である。

ネックストラップをクロスカントリーで使用する場合は、胸がい、あるいは鞍に装着しなければならない。

クロスカントリーでは頭絡を定位置に保持するため、喉革の使用が義務付けられる。

クロスカントリーでは銜なしの勒は許可されない。

クロスカントリーでは銜なしハックモアは許可されず、銜をつけて使用しなければならない。シャンクの長さは、上方リングの中央から下方リングの中央までを直線で計測し、最長 24cm とする。

クロスカントリーでは、レバーアーム付きの銜ではレバーアームまたどのような銜でもロウアーチータ（レバーアーム）の長さは 10cm を超えてはならない。レバーアームの長さは、銜が止まる最高点からレバーアームの最も低い点までを直線で計測する。

539.3.3～541 は現行通り

第 8 章 馬場馬術競技

542～543.3 は現行通り

第 544 条 採 点

544.1 点 数

544.1.1 得 点

審判員は番号のついた運動項目ごとに、また総合観察人馬のハーモニー点の各々に 0.5 点を含む 0～10 点の得点をつける。

第 544.1.2～544.1.3 条は主催及び公認競技会では適用しない

544.2 スコアの計算

544.2.1 得点および経路違反や運動項目の誤り

馬場馬術競技課目の番号が振られた各運動項目と総合観察人馬のハーモニー点にて各審判員が評価した 0~10 点までの得点を合計し、経路違反や運動項目の誤りがあった場合はこれを減点する。

544.2.2~544.2.5 は現行通り

第 544 条~第 553.2 条は現行通り

付 則

付則 A 馬場馬術－付則

注記は現行通り

1 馬場馬術競技で使用が許可される銜

1.1~1.2 は現行通り

1.3 許可される水勒頭絡（図を参照）

- a) ジョイントが 1 ヶ所あるいは 2 ヶ所あってもよい。
- b) 丸みがあるか回転式銜身付きのダブルジョイント式で収まりが良く、違和感を生じさせないもの。両端は丸みを帯びていなければならない、中央接続部の長さは最大で 4.5 cmとする。
- c) 舌のあたりに余裕ができるようわずかにカーブしたゆとりがあってもよい。その高さは舌の側縁下部から最大で高さ 30mm とする。ゆとりの最も幅広の部位が銜身と舌の接触部分とならなければならない、幅は 30mm 以上とする。ジョイント式あるいはジョイントなし水勒銜の銜身は、上記に指定した大きさをカーブしていてもよい。
- d) ウェイビービットは許可される。
- e) 中央接続部としてカプリングが許可されるが、硬質であり、ローラー以外に可動部分があってはならない。
- f) 中央接続部は滑らかで丸みを帯びていなければならない。
- g) 銜身の直径はリングあるいはチーク部位で ± 0.14 mm 以上、あるいはポニーで 10mm 以上でなければならない。
- h) ハンギングチーク水勒銜のチークピースの長さは、銜身の最上部から小環の最上部までを計測し、最長 7cm であること。

付則 A-3、B~I、用語集は現行通り